

令和5年度化粧品等研究開発推進事業助成金 募集要項

(公財)静岡県産業振興財団 フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターでは、県内中小企業者等による化粧品関連の製品化を支援するため、研究開発や試作品開発・実証試験等を行う事業者に対し「化粧品等研究開発推進事業」を実施します。

令和5年度の実施については、「化粧品等研究開発推進事業助成金交付要綱」に定める事項に加え、下記に定めるとおりとします。

1. 助成の対象者(全て満たす者) ※詳細は、別紙交付要綱で確認ください

- ・中小企業者(中小企業基本法第二条第一項で定めるもの)等及び農林漁業者であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者(みなし大企業を除く)
- ・静岡県税を滞納していない者
- ・応募者又はその役職員が暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと

2. 対象事業

農林水産品・県内天然素材を活用した化粧品素材もしくは製品、又はこれらを製造する加工機械の研究開発 (※製品製造<量産化>は対象外)

3. 助成期間

- ① 単年計画者：交付決定日(令和5年6月中旬頃)～令和6年2月15日
- ② 2年計画者：2年目の計画・経費については再度(継続)申請を行い、進捗状況を踏まえたうえで審査を行う(以下参照)

	事業実施期間(2年計画の場合)
1年目	交付決定日(令和5年6月中旬頃)～令和6年2月15日
2年目	継続申請の交付決定日(令和6年4月頃)～令和7年2月15日(予定)

4. 助成率

助成対象経費の2分の1以内

5. 助成限度額

- ① 単年計画者：500万円を上限とする
- ② 2年計画者：2年合計で750万円を上限とする
(2年目の交付申請上限額は、初年度交付申請時の計画額を超えないものとする)

6. 助成金総額予算

610万円

7. 助成対象経費

- ・当該事業に直接必要な最少経費で、別表に掲げるもの。
- ・決定日(令和5年6月中旬頃)以降の契約～令和6年2月15日までに支払いが完了する経費
(手形の場合は決済、クレジットカードの場合は引落日が2月15日以内であること)

8. 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部(正本1部、副本11部)※
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部 ※
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部 ※
- ④ 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・1部 ※

※①②③ 当財団のホームページから各様式をダウンロードし、作成してください。

※⑥ 最寄りの各財務事務所にて取得してください。

個人事業主の方は個人事業税について取得してください。

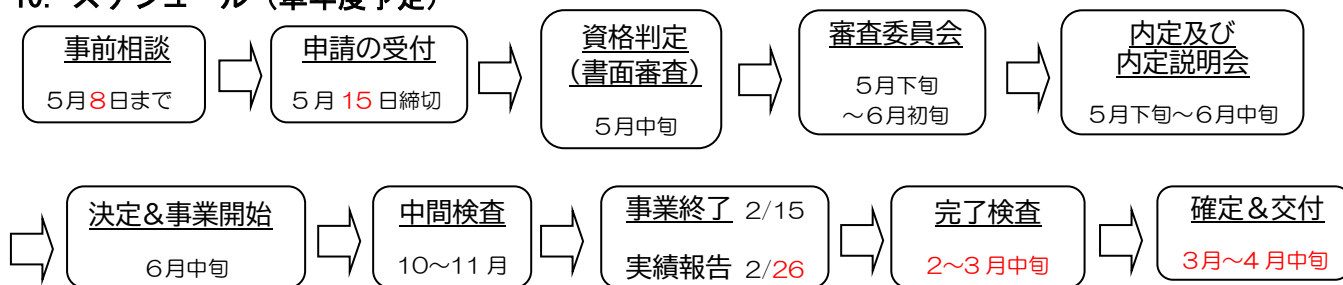
(2) 申請締切：令和5年5月15日(月) 必着

※5月8日(月)までに、必ず事前相談を受けてください。

9. 審査

資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。

10. スケジュール(単年度予定)



11. その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名・住所・事業の名称を公表します。
また、助成事業に係る内容の発表(プレゼン)をしていただく場合があります。
- (2) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (3) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (4) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (5) 助成事業終了後5年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

12. 事前相談

- (1) 事前相談の受付は5月8日(月)までとします。
- (2) 仮作成した申請書等をあらかじめメール添付いただけますと、より具体的な対応が可能です。
- (3) 事前相談は、事業の趣旨や申請可否、助成対象経費など理解をいただくために大変重要です。
- (4) 申請者(企業)からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしで申請の場合、申請額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(例:対象外経費の計上など)

13. 申請・問合せ先

(公財)静岡県産業振興財団

フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 2階

TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019

E-mail: newfoods@ric-shizuoka.or.jp URL: www.fsc-shizuoka.com

別表（助成対象経費）

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費（※「その他」のみの経費は不可）
人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料、委託費に含まれる管理費は対象外です

助成対象経費	内 訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置 借用等経費	ア. 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費 ただし、借用できない装置については、これらの購入に要する経費を認める 場合がある(汎用性が高いと判断されるものは対象外)。 イ. 機械装置又は工具器具の試作・改良・据付・修繕をさせる場合に要する経費
外注加工費	製品等試作(配布用サンプル含む)、原材料等の再加工 製図又は調査・分析等の外注に要する経費
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項 等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
委託費	評価試験(大学など連携先との共同研究含む)、開発、設計等の委託に要する経費
その他	ア. 図書、参考文献、資料、データ等購入費 イ. 郵便代及び運送代(要、送付先リスト) ウ. 当該事業遂行に必要な活動に支払われる旅費 エ. 事業への使途が特定できる消耗品費 オ. 開発品テストマーケティングのための出展経費(国内開催のみ)のうち、 出展小間代・備品レンタル代・ブース装飾代・パンフレット等製作費・ 翻訳費